

令和4年度中部地方港湾におけるヒアリ侵入状況確認調査等業務仕様書

1. 業務の目的

特定外来生物のヒアリ (*Solenopsis invicta*) が、平成29年6月に国内で初めて確認されたことを受けて、ヒアリが生息する国と地域と定期航路を持つ港湾においてモニタリング調査等を実施してきた。令和2年9月には、名古屋港飛島ふ頭の事業者敷地において、多数のヒアリの女王アリを含むコロニーが確認されたことを踏まえ、同港においては重点的な防除作業を実施するとともに、確認地点及び周辺地域におけるヒアリの生息確認調査を令和2年11月までに実施した。

さらに、多数のヒアリの女王アリを含むコロニーが確認されたことを踏まえ、全国の港湾においても調査の実施状況を点検し、必要に応じて調査手法等を改善した上で追加調査を実施した。これまでの調査の結果、国内ではヒアリの定着は確認されていないが、定着を防ぐためには、引き続き港湾地域での警戒が不可欠である。

本業務では、ヒアリの侵入状況を確認するため、中部地方の港湾における調査を実施するとともに、令和3年度にヒアリが確認された箇所周辺のフォローアップ調査を実施する。

2. 業務内容

請負者は、中部地方環境事務所担当官（以下「担当官」という。）と緊密な連絡調整を行い、その指示に従いつつ、以下の業務を実施する。

（1）業務計画の立案

本業務の調査内容及び時期等について調査計画を立案し、担当官の了承を得る。

調査計画は、各対象港湾等の調査が本仕様書に定める調査期間内に確実に完了することを念頭に、港湾等関係者との調整や調査体制等を考慮し、各港湾におけるおよその取組状況が判読できる計画とすること。

（2）ヒアリの侵入状況確認調査

別紙の5港湾を対象として、中国等ヒアリ生息地から輸送されたコンテナの保管場所及びその周辺等、ヒアリの侵入が疑われる場所において、ベイト（誘引剤）を活用した目視調査（必要な場所にベイトを設置し、専門の調査員が踏査しながら確認）により実施する。

① ベイトトラップの設置個数は、別紙を基準としつつ、設置箇所は各港湾の状況に応じて担当官と調整の上、実施すること。特にコンテナヤード内においては、敷地内の通路等を網羅的に踏査するとともに、舗装の隙間や割れ目、土壌や草が存在する箇所については必ずベイトを設置し、特に入念に調査を行うこと。その他、港湾内の植栽や緑地帯等の定着リスクの高い場所も対象に加えること。

② 港湾区域への立入りのための関係者との調整については、請負者が実施することとし、具体的な実施方法等については、各港湾の状況を踏まえて担当官と協議の上実施すること。一部の港湾については、コンテナヤード内への立ち入り制限のために作業時間が限られていることから、対応できるよう人員体制を整えること。

- ③ 現地の状況により、上記で指定する目視による調査が不可能であると判断される場合については、その理由を整理した上で実施方法について担当官と協議すること。やむを得ず粘着トラップを使用する場合は、誘引餌を用いずに 3 日以上設置することを原則とする。
- ④ 調査の実施にあたっては、アリ類の識別知識を有する者を含めることとし、踏査した軌跡を GPS データで記録するとともに、ヒアリ等（⑤参照）が確認された場合は電子データにて地図上（S1:5000 以上）にプロットし、現地の状況を写真により記録すること。
- ⑤ 確認されたアリについては、少なくともヒアリ及びアカカミアリを含むヒアリ類 4 種群（*Solenopsis geminata* 種群、*Solenopsis saevissima* 種群、*Solenopsis tridens* 種群及び *Solenopsis virulens* 種群）及び同様に特定外来生物であるコカミアリ（*Wasmannia auropunctata*）、アルゼンチンアリ（*Linepithema humile*）、ハヤトゲフシアリ（*Lepisiota frauenfeldi*）のほか、侵略性が指摘されている外来アリかそれ以外の種かについてまで同定し、結果を整理する。また、在来アリ類の分布状況の概要を整理する。
- ⑥ 調査においてヒアリ類又はコカミアリと疑わしいアリを確認した場合には、速やかにアリの防除に有効な薬剤を散布し、防除すること。ただし、営巣状態や集団となっていた場合は、拡散を招くことがないよう、薬剤の散布等に先立って直ちに担当官に報告し、指示を仰ぐこと。
- ⑦ 調査は年間 2 回（春季（5～7 月を想定）、秋季（9～11 月を想定）に各 1 回）を基本とするが、時期の設定にあたっては天候等にも左右されるため、十分余裕を持って計画し、担当官と協議の上で決定すること。

（3）ヒアリのフォローアップ調査

フォローアップ調査の対象地は、弥富市（名古屋港）及び四日市市（四日市港）の 2 地点となり、別紙により弥富市及び四日市市において、周辺の半径 2 km 程度を対象としてベイト（誘引剤）を活用した目視調査（必要な場所にベイトを設置し、専門の調査員が踏査しながら確認）を実施する。

- ① ベイトトラップの設置個数は、別紙を基準としつつ、設置箇所は各地点周辺の状況に応じて担当官と調整の上、実施すること。特にコンテナの搬入出のルートとなる周辺道路や人が集まる公園等の草地、植栽や緑地帯等の定着リスクの高い場所も対象に加えること。
- ② トラップ設置等調査実施のための地元自治体や港湾管理者等関係者との調整については、請負者が実施すること。

以下、実施方法の変更、調査記録の整理、実施回数及び時期等については、2.（2）③から⑦を準用のこと。

（4）関係者との連携、連絡調整、情報提供

（2）及び（3）の調査の実施に当たっては、2.（1）で立案した業務計画に基づき、事前に港湾関係者等と連携して対応方針（調査地への立ち入りの許諾、調査実施日時・場所の設定、発見時の対応方法、調査地点・発見時の様子・同定結果のデータ等の公表方法等）を定める。また、本業務で得られた情報について、担当

官からの指示に従い、関係者へ電子メール等で情報提供を行う。

(2) 及び(3)の実施に際して、ヒアリと疑われるアリを確認した際は、速やかに担当官の指示を仰ぎ、関係者への連絡や調整を行うこと。なお、粘着トラップを使用した場合には、ヒアリ類が含まれるか否かを、回収後2日以内に確認すること。

また、本業務履行期間中に、各港湾の港湾管理者等よりヒアリ類と疑われる事例の通報があった場合には、速やかに担当官の指示を仰いだ上で、同定・防除に関する助言や現場対応の支援等を行うとともに、結果を担当官へ報告する。

調査結果については、春季調査は令和4年8月9日までに、秋季調査は12月13日までに、概要をとりまとめて担当官へ報告する。

(5) 港湾の概況に関する情報整理

調査や概要報告の完了後、港湾に関する基本情報やヒアリ類が営巣可能な場所の確認結果、調査ルート・地点を示した図面、概況写真を港湾毎の個票に整理すること。個票に関しては担当官が示す様式によることとする。

(6) 業務打合せ

上記業務に伴う打合せを2回程度行うものとする（名古屋市内を想定）。なお、業務着手時の打合せでは、業務実施計画書及び工程表を提出すること。また、打合せ後は、速やかに記録簿を作成し、担当官に提出するものとする。

3. 業務履行期限

令和5年1月23日まで

4. 成果物

環境省野生生物課外来生物対策室では、全国の調査の進捗状況をHPで公表し定期的に更新することから、請負者は、2.(4)に定める報告期限に限らず港湾ごとの調査が完了した時点でその都度、調査結果を含め電子メール等で報告すること。

また、業務全体の結果をとりまとめ、以下に定めるとおり成果物を提出すること。

(1) 報告書：5部（A4版50頁程度）

(2) 報告書の電子データを収納したDVD-R 1式

- ・報告書の電子版
- ・業務時に撮影した写真
- ・個票
- ・2. で得られたGISデータ（テキストファイル形式、shapeファイル形式及びKMLファイル形式）

(3) 提出期限：令和5年1月23日

(4) 提出場所：中部地方環境事務所野生生物課

報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

5. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以

下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。協議した内容については記録簿を作成し、担当官に提出するものとする。

- (2) 本業務を行うに当たっては、「ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver.3.2」を参考とすること。
- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて本業務に係る資料を所定の手続きを経て中部地方環境事務所内で閲覧することを可能とする。
資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。
ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、本業務に係る資料における情報セキュリティ保護等の観点から、閲覧できない場合がある。

連絡先：中部地方環境事務所 野生生物課 （TEL：052-955-2139）

2 (2) ヒアリの侵入状況確認調査

No.	港湾	トラップ数 ／回	備考
1	名古屋港（飛島）	2,300	飛島北、NCB、飛島南、TCB
	名古屋港（鍋田）	110	
2	三河港	70	
3	四日市港	120	北、南、浜園
4	敦賀港	30	
5	金沢港	60	

2 (3) ヒアリのフォローアップ調査

No.	所在地	トラップ数 ／回	備考
1	弥富市	200	鍋田ふ頭周辺
2	四日市市	50	北コンテナターミナル周辺

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定も基づき定められた環境物品等の調達に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft社Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
 - ・プレゼンテーション資料；Microsoft社PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；BMP形式又はJPEG形式
- (3) (2)による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体はDVD-Rとする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及びDVD-Rに必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること